

計画の推進

1 関係機関との連携・協働による計画の推進

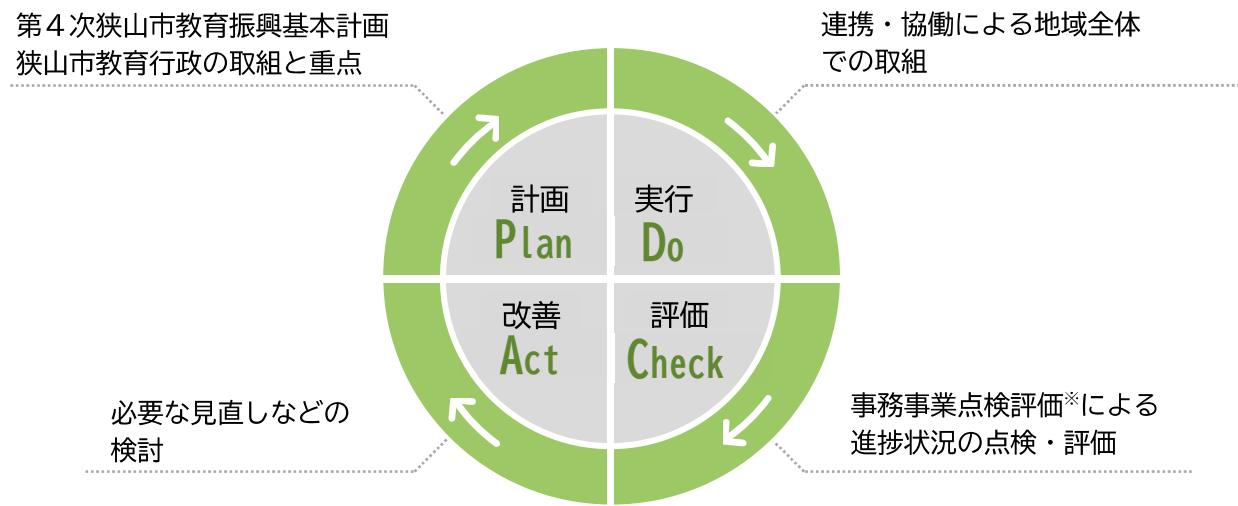
本計画を実効性のあるものとするためには、教育に携わる全ての者が、それぞれの役割と責任を自覚しながら、互いに連携し協力していくことが不可欠です。

本計画の推進にあたっては、教育委員会を中心に全庁が一体となり、また、国や埼玉県をはじめ、学校・家庭・地域及び企業や市民団体などの連携・協働により取り組んでいきます。

2 PDCAサイクルに基づく計画の推進

本計画の進行管理にあたっては、本計画の施策体系に沿った単年度実施計画として、教育委員会が取り組む内容と重点をまとめた「狭山市教育行政の取組と重点」を毎年度策定し、取組を実行します。

また、年度が終了した時点で、実施した事業について各所管により事務事業点検評価※を行うとともに、学識経験者等による第三者評価を実施し、その結果を踏まえて事業や施策の改善・見直し等を行います。



資料編

1 狭山市教育振興基本計画策定市民検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 狭山市教育振興基本計画を策定するにあたり、市民等の意見を反映させるため、狭山市教育振興基本計画策定市民検討委員会（以下「市民検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 市民検討委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 教育振興基本計画の案の策定に関すること
- (2) その他教育振興基本計画の策定のために必要な事項

(組織)

第3条 市民検討委員会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、狭山市教育委員会が委嘱する。

- (1) 教育関係団体の代表者
- (2) 地域活動団体の代表者
- (3) 児童・生徒の保護者の代表者
- (4) 学識経験者
- (5) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、教育振興基本計画の案を狭山市教育委員会へ提言するまでの間とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 市民検討委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 市民検討委員会は、委員長が招集し、議長となる。

2 市民検討委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 市民検討委員会の庶務は、教育委員会生涯学習部教育総務課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、市民検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成 28 年 1 月 10 日から施行する。

2 第4次狭山市教育振興基本計画 提言書

「夢をかなえ 人をつくる 狭山の教育」を目指しての提言

人口減少や社会構造の変化が急速に進むなか、子供から大人まで、誰もが自らの可能性を伸ばし、多様な人々との交流を通じて資質・能力を育み、自らの力で新たな価値を創造できる教育環境を整えていくことが重要です。教育は知識の伝達のみを目的とするものではなく、市民のウェルビーイングを高めるものであるべきです。そのことが、地域の未来を支える基盤となっていくと考えます。

また、学校・家庭・地域が相互に連携し、学びを中心に地域づくりを進めていくために、個別最適な学びと協働的な学びを両輪として、子供たちの成長を継続的に支える視点を持ち、地域全体で子供を育てるという意識を共有することで、連携・協働の推進を一層図っていくことも重要です。

さらに、生涯にわたって学び続けられる社会の実現に向け、多様な学習機会を確保し、誰もが必要な時に学びにアクセスできる環境づくりとともに、市民の健康や生きがいを支えるための、運動・スポーツに親しめる環境づくりも重要な要素となります。

教育の成果は、学力や体力だけでなく、自己肯定感、社会性、他者とのつながり、そして生きがいの実感といった幅広い観点として捉えられるべきです。そうすることで、市民のウェルビーイングを向上させるとともに、持続可能な社会の実現にも広く資するものとなります。

狭山市の教育が、こうした多面的な価値を育む場として発展することを期待し、次のとおり提言を行います。本計画の基本方針ごとに意見や要望などを付しますので、施策の推進に当たってはこれらの点に十分留意されますようお願いいたします。

令和8年3月13日

狭山市教育振興基本計画策定市民検討委員会

委員長	野村 和		
副委員長	橋本 正之		
委員	新井 勝	石塚 輝雄	
	伊藤 秀一	河村 幸治	
	熊谷 雅人	塩野谷 守夫	
	高田 佳奈子	前原 辰信	
	三ツ木 伸一	宮地 孝宣	
	山田 恵一	渡邊 千陽	

※五十音順

生きる力を備え 未来へはばたく“さやまっ子”の育成

- デジタル教科書の活用等、ICT教育の推進は現代教育の核となる重要な取組であるなか、紙の教科書等を使用した従来の教育手法も併用することが多様な学びの選択肢を保障するものとなる。それぞれのバランスを考慮しながら、児童生徒の判断力、表現力などの必要な資質・能力を育成し、深い学びを実現するために、デジタルと紙媒体を組み合わせた、ハイブリッドでより効果的な授業手法の促進を検討されたい。
- いわゆる「小1プロブレム」や「中1ギャップ」の問題は、幼稚園等から小学校への移行期や小学校から中学校への移行期に突然生じる問題ではなく、就学前や小学校での経験等に起因する連続的な問題である。幼児教育と小学校教育や小学校教育と中学校教育の接続といった特定の移行期のみに着目するのではなく、切れ目のない連続した教育支援体制を構築されたい。
- 教育のさらなる充実を図り、質の高い人材確保のためには、学校現場の働き方改革は極めて重要である。教員と保護者等の関係の在り方、教員の健康管理体制の強化、業務内容の整理などを通して、教員を守る姿勢を明確に示されたい。
- 子供たちの「生きる力」を育むためには、学校・教員だけでなく、地域全体で子供を育てていくことが重要である。学校・家庭・地域が連携・協働しながら、遊びや体験などの地域活動を通して、子供を社会全体で育てていくという機運を醸成し、成長を支える仕組みを強化されたい。
- 豊かな人間性や社会性、多様な視点を育むために、世代間交流は重要である。特に、学校現場での乳幼児との交流などの体験は、教育上効果的であり価値が高いことから、幼稚園や関係団体等と連携し、継続的に実施できる手法を積極的に検討されたい。

学びが人を育み 社会をつくる 生涯学習社会の推進

- 誰もが学びたい時に学べる環境を整備することは、生涯学習社会の推進において重要である。情報提供や施設整備などを通して、一人一人の状況・多様なニーズに応じた十分な学びの場を確保するよう努められたい。
- 生涯学習社会を推進するには、単なる学習環境の提供にとどまらず、市民が学習成果を地域活動・社会参加等に適切に生かすことが重要である。関係機関・関係団体等の様々な主体が相互に連携・協力する体制を整備し、「学び・活動・つながり」の循環を通じた人づくり・地域づくりにより地域の教育力を高め、より一層の生涯学習社会の推進を図られたい。

いつでも どこでも いつまでも 誰もが親しめるスポーツの振興

- 狭山市民総合体育館などのスポーツ施設の環境整備を計画的に推進されたい。
- ウォーキングなどの日常的な身体活動は、健康の維持増進に寄与するものであり、豊かな人生を送るための土台となる。河川敷などの地域資源を有効活用し、市民が日常的に気軽に体を動かす習慣を身に付けられるよう意識啓発されたい。
- トップスポーツチームや大学との連携を深化させ、市民が一流の技術に触れる（みる・する・ささえる）機会を創出することは、市民のスポーツへの興味関心を高めることに繋がる。なかでも、競技スポーツに取り組む子供たちが大きな夢を持って活動できる環境を整えられたい。

その他計画全体に関して

- SDGsの視点を入れて生涯学習の推進に取り組むことで、より高次の社会貢献につながると考えられる。本計画書に明記されたSDGsの目標を基盤としつつ、SDGsの包括的な理念と17の目標の相互関連性を踏まえた幅広い視野に立った計画推進を図られたい。
- 本計画書で採用されている二次元コードを活用した情報提供等を含め、市民に届きやすく、分かりやすい説明を尽くす必要がある。計画内容の周知にあたっては、多様な読み手に配慮した情報発信に努められたい。
- PDCAサイクルをより実効性のあるものとするため、計画の推進にあたっては、「根拠に基づく政策立案（EBPM）」の視点に立ち、データや統計等の客観的根拠の活用を努められたい。また、最新の知見や先進事例等の情報収集に積極的に取り組まれたい。

3 策定経過

【 令和6年度 】

時期	項目	内容
10月31日	第1回市民検討委員会	・第4次狭山市教育振興基本計画策定方針について ・第4次教育振興基本計画策定に係るアンケート調査概要
11月1日	第1回庁内検討委員会	・第4次狭山市教育振興基本計画策定方針について ・第4次教育振興基本計画策定に係るアンケート調査概要
12月16日 ～1月20日	アンケート調査の実施	・狭山市の教育・生涯学習・スポーツに関するアンケート調査

【 令和7年度 】

時期	項目	内容
5月27日	第2回市民検討委員会	・アンケート調査結果及び課題シートについて ・目次構成案及び施策体系の方向性について
6月4日 ～6月11日	第2回庁内検討委員会 (書面開催)	・アンケート調査結果及び課題シートについて ・目次構成案及び施策体系の方向性について
8月19日 ～8月31日	第3回市民検討委員会 (書面開催)	・第4次狭山市教育振興基本計画(骨子案)について
8月19日 ～8月31日	第3回庁内検討委員会 (書面開催)	・第4次狭山市教育振興基本計画(骨子案)について
10月7日	第4回庁内検討委員会	・第4次狭山市教育振興基本計画(素案)について
10月9日	第4回市民検討委員会	・第4次狭山市教育振興基本計画(素案)について
10月22日	第5回教育委員会協議会	・第4次狭山市教育振興基本計画(素案)について
11月19日	第1回総合教育会議	・第4次狭山市教育振興基本計画(素案)について
12月17日	政策会議	・第4次狭山市教育振興基本計画(素案)について
1月9日	市議会文教厚生委員会協議会	・第4次狭山市教育振興基本計画(素案)について ・パブリックコメントの実施について
1月10日 ～2月9日	パブリックコメントの実施	・計画(素案)に対する市民等からのご意見等の公募
2月13日	第2回教育委員会会議	・パブリックコメントの実施結果について
2月19日	第5回市民検討委員会	・パブリックコメントの実施結果について ・第4次狭山市教育振興基本計画(案)について ・計画に対する提言について
3月3日	市議会文教厚生委員会協議会	・パブリックコメントの実施結果について
3月11日	庁議(審議確認)	・第4次狭山市教育振興基本計画(案)について
3月26日	第3回教育委員会会議(付議)	・第4次狭山市教育振興基本計画について

4 用語集

【 A-Z 】

DE&I (17)

多様性を認め合い、一人一人に合った公平な機会を用意することにより、誰もが組織の一員として最大限の能力を発揮できる環境を作ることで、組織のイノベーションや持続的な成長を目指す考え方のこと。「Diversity (多様性)、Equity (公平性)、Inclusion (包括性)」の頭文字をとった概念。

DX (1、17)

Digital Transformation の略で、デジタル技術やデータを活用することにより、それまで実現できなかった新たなサービスや価値が生まれる社会やサービスの変革を意味する。

ESD (18、29)

Education for Sustainable Development の略で、環境、貧困、人権、平和、開発といった現代社会における様々な問題について、自らの問題として捉え、身近なところから取り組むことにより、それらの課題の解決につながる新たな価値観や行動を生み出し持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動のこと。

GIGAスクール構想 (9、23、24、27、43、50)

GIGA とは Global and Innovation Gateway for All の略で、1人1台端末や高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備・活用することにより、教育の質を向上させ、多様な子供たちを誰一人取り残すことなく、全ての子供たちの可能性を最大限引き出すことを目指す取組のこと。

ICT (18、19、23、24、26、27、42、43、50、55、58)

Information and Communication Technology の略で、情報処理及び情報通信に関する技術の総称のこと。従来から使われているIT (Information Technology) に代わる言葉として使われているもの。「学校ICT」という場合は、学校においてデジタルテレビやパソコン、電子黒板などのICT機器を導入し、授業などで効果的な活用を図ること。

IoT (1)

Internet of Things の略。「モノのインターネット」と呼ばれ、あらゆる物がネットに繋がり便利になる技術のこと。

LGBTQ (33、48、49)

レズビアン (女性同性愛者)、ゲイ (男性同性愛者)、バイセクシュアル (両性愛者)、トランスジェンダー (出生時に割り当てられた性別と自認する性別が異なる人)、クエスチョニング (性の在り方を決めていない、決められない等の人) など、性的マイノリティの総称。学校では制服やトイレ等の配慮対象となることが多い。

PDCAサイクル (23、24)

Plan (計画)、Do (実行)、Check (評価)、Act (改善) のサイクルを繰り返し行うことで、継続的な業務の改善をする手法のこと。

SDGs (1、2、15、16)

持続可能な開発目標、Sustainable Development Goals の略。2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2030年までに持続可能でより良い世界を目指す国際目標のこと。

VUCA (1)

変動性、不確実性、複雑性、曖昧性の頭文字を取った言葉。「予測不能で、正解がない変化の激しい時代」のこと。

【 へ行 】

アシスタントティーチャー (24)

中学校において、チームティーチングによる授業の支援を行い、生徒に豊かでたくましい心を育み、積極的な生徒指導の充実を図るために配置している職員のこと。

アダプトプログラム (27)

市民や企業が行政と役割分担を協議して合意を交わし、道路や河川など公共の場所の一定区間における美化活動を継続的に進める制度のことであり、学校では児童生徒が地域の環境美化等に取り組むこと。

インクルーシブ教育 (18、31)

人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある子供と障害のない子供がともに学ぶ仕組みのこと。

英語活動支援員 (26)

小学校の英語活動の授業を教員とともにチームティーチングで行う支援員のこと。

英語専科教諭 (27)

担任の代わりに、専門的に英語の授業を担当する小学校の教員のこと。

【 へ行 】

学習支援事業 (23、24、25)

児童生徒の学校外の学習時間の確保、学習指導の補完及び家庭学習の習慣化を支援する事業。中学生は平成28年5月、小学生は令和元年6月から開始。

学力向上ストラテジープラン (23、24)

学校の学習面における課題に応じて、各学校が毎年、前年度の評価やそれを踏まえた学力向上を図るための具体的な目標及び取組等を示した計画のこと。

学校運営協議会 (19、29、53、54)

学校の運営方針について、地域住民や保護者が校長と話し合う会議のこと。

学校関係者評価（54）

学校が行った学校の自己評価の結果について、保護者、地域住民等の学校関係者が評価を行うこと。

学校警察等連絡協議会（36）

学校と警察が連携して、非行防止などに取り組むための連絡会議のこと。

学校支援ボランティアセンター（19、54、61）

学校支援業務に関する情報の集約と発信、学校からの支援要請に基づくボランティアの派遣や調整などを行う組織のこと。

学校評価システム（54）

学校が自分たちの取組を振り返り、アンケートなども使いながら良い点と課題を整理する仕組みのこと。

学校評議員制度（54）

保護者や地域住民の意向を学校運営に反映させるため、地域の住民や関係機関の職員などを評議員として委嘱し、開かれた学校づくりを推進する制度。

学校閉庁日（44）

教職員が学校に不在となり、電話対応なども原則行わない休業日のこと。

家庭教育学級（29）

家庭における教育力向上のため、幼稚園や認定こども園の保護者会、小中学校PTAが主体的に行う、家庭教育に関する学習活動のこと。

家庭教育合同研修会（29、59）

学校・家庭・地域社会の連携を深め、地域ぐるみの教育の推進と家庭における教育力の向上を図るために、狭山市PTA連合会と教育委員会の共催により開催する研修会。

規範意識（34）

社会のルールや決まりを進んで守ろうとする心のこと。

キャリアパスポート（26、27）

児童生徒が自らの学習状況や自身の変容、成長を自己評価できるよう、キャリア教育に関わる諸活動を記録・蓄積するもの。

教育課程特例校（27）

国が示した枠を超えて、特別な教育課程のもと教育活動を展開することを指定された学校または市町村のこと、本市は平成21年に指定された。

協働的な学び（3、9、24、26、27、42、50）

児童生徒が他者と協力しながら、共通の目的に向かって主体的に学び合う教育の在り方を指す言葉。令和の日本型学校教育では、「個別最適な学び」と一体的に充実させることが求められている。

言語能力（26）

新学習指導要領で重視する、児童生徒が「生きる力」を育むために必要な、他者、社会、自然・環境と関わるために必要な言語に関する総合的な力。

校務支援システム（26、42、50）

学校情報ネットワークを通して、小・中学校における教職員の校務を支援するコンピューターシステムのこと。

合理的配慮（17、31）

障害があるために、その場に参加できなかつたり、サービスの享受がなされなかつたりする場合に、障害者の社会参加に対する機会の保障を確保するために行う調整や変更のこと。

個別最適な学び（3、9、24、26、27、42、50）

児童生徒それぞれの興味・関心、理解度、学びのスタイルやペースに応じて、最も効果的な方法で学習を進める教育の在り方を指す言葉。令和の日本型学校教育では、「協働的な学び」と一体的に充実させることが求められている。

コミュニティ・スクール（16、19、53、54）

教育委員会から任命された保護者や地域住民などで組織する学校運営協議会において、学校運営の基本方針を承認したり、学校の教育活動に意見を述べたりすることにより、地域が協働して学校を運営する仕組みのこと。

【 さ行 】

狭山市学力向上“茶レンジ・プラン”（19、23、24、42、43）

児童生徒の基礎的・基本的知識・技能の定着や活用力及び児童生徒の主体的な学習態度を育成するための取組。

狭山市立小・中学校の規模と配置の適正化に関する基本方針（19、52）

小・中学校の規模と配置の適正化を図るうえでの基本的な考え方とその進め方を取りまとめたもの。

資質・能力（24、26、27、42）

知識だけでなく、考える力や人と関わる力など「これから生きていくための力」のまとめ。

持続可能な社会（3、26、29）

有限な地球資源の中で、環境負荷を最小にとどめ、資源の循環を図りながら、地球生態系を維持できる社会のこと。

市民交流促進総合ポータルサイト「さやマルシェ」（55）

市の公式ホームページとは別に、地域に特化した行政情報と民間情報を一か所に集約し、自宅のパソコンや携帯電話から同時に閲覧でき、市民側からの情報提供なども可能な双方向性を持ったシステムのこと。

事務事業点検評価（6、68）

計画通りに事業が進んでいるか、教育委員会内部で毎年行う自己チェックのこと。

社会科副読本「さやま」(28)

児童(3、4年生)が郷土狭山について学習するための本市独自の教材のこと。

社会情動的スキル(2)

学力テストなどで計測できる認知的スキル以外の、数値化することが難しいスキルを意味する言葉。OECD(経済協力開発機構)は、2015年にこのスキルを、「目標の達成」「感情のコントロール」「他者との協働」の3つの要素で構成されると定義している。その内容については現在も議論が重ねられており、教育分野では、学力以外に育むべき力として注目されている。

社会的包摂の実現(17)

社会的に弱い立場にある人々を排除・孤立させるのではなく、共に支え合い生活していこうという考え。ソーシャル・インクルージョンともいう。

就学援助(48)

経済的に困っている家庭へ、学用品費などを市が補助する制度のこと。

主体的・対話的で深い学び(18、29、42)

学習指導要領に示される、学びの質を向上させるための授業づくりの視点。学ぶことに興味や関心を持ち、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら、見通しをもって粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげる「主体的な学び」、生徒同士の協働、教員や地域の人との対話、先哲の考え方を手掛かりに考えること等を通じ、自己の考えを広げ深める「対話的で深い学び」の2つを重視している。

生涯学習情報検索システム(55)

市民交流促進総合ポータルサイト「さやマルシェ」内で、サークルの活動内容や生涯学習ボランティアの情報など、生涯学習に役立つ情報を検索できるシステムのこと。

情報セキュリティ(50)

情報の機密性、完全性及び可用性を維持することを指し、いつでも便利に情報を収集できる利便性があり、その情報の機密が守られていて、信頼性が同時に確保されていること。

食育(18、39、41)

食べることを通じて、健康な体と心を育てるための学習や体験のこと。

人権感覚育成プログラム(35)

児童生徒の主体的な学習活動を促す参加体験型の人権学習プログラムのこと。

人権教育研修会(35、59)

学校教育・社会教育・社会福祉の関係者を対象に、同和問題をはじめとする様々な人権問題を自分の課題として捉え、積極的に解決して行く意欲と姿勢を養うことを目的とする研修会。

人権教育実践研究会(35、59)

学校教育及び社会教育の人権教育の現状を知り、それぞれの分野で人権教育を実践に生かしていくための研究会。

人権教育推進協議会(59)

人権教育の推進を図り、人権意識の高揚と明るい社会づくりに寄与することを目的とする協議会。

人生100年時代（16）

多くの人が100年以上生きることが当たり前となる時代。海外の研究によれば、2007年に日本で生まれた子供については、107歳まで生きる確率が50%もある。

スクール・サポート・スタッフ（42、43）

学習プリント等の印刷を行うなど、教員が児童生徒への指導や教材研究等に注力できるよう、負担軽減を図るために配置した職員のこと。

スクールカウンセラー（9、18、36、37、49）

学校に来て、子供や保護者の心の悩みを専門的に聞いてくれるカウンセラーのこと。

スクールソーシャルワーカー（18、36、49）

悩み解決のため、家庭や福祉機関など環境面へ働きかける専門家のこと。

性的マイノリティ（35）

身体の性別と性自認（性別に関する自己意識のこと）が一致しない者や、性的指向が同性や両方の性に向かう者などの性的少数者。セクシュアルマイノリティとも言う。

【 た行 】

地域学校協働活動（10、11、19、29、53、54、61）

地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動のこと。

地域クラブ活動（15、16、39、40、53、54、57、60、62、63、64）

市内を活動場所とし、これまで学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させつつ、「狭山市の部活動の在り方に関する方針」に基づく活動を行うクラブの活動

中1ギャップ（47）

中学進学に伴う学習・生活環境の変化に適応できず、不登校やいじめ等が急増する現象。就学前や、小学校での経験等に起因する場合も多いとされる。

デジタルデバイド（17）

スマートフォンやパソコン操作が可能な方と不得意な方との間に生まれる情報格差のこと。

特別許可地区（52）

指定された学校以外への通学が、特別に認められている地域のこと。

特別支援教育コーディネーター（32）

支援が必要な児童生徒について、学校内外との連絡調整役を務めること。

【 は行 】

パラスポーツ（63）

障害のある人もない人も、工夫して一緒に楽しめるスポーツのこと。

非認知能力（2）

テストの点数には表れない、意欲・協調性・忍耐力などの「心の力」のこと。認知能力ではない能力全般。

部活動指導員（40）

教員の代わりに、部活動の技術指導や大会引率ができる専門スタッフのこと。

【 ま行 】

メンタルヘルス（42、43）

ストレスや悩みに対処し、心の健康状態を良く保つこと。

【 や行 】

ヤングケアラー（19、48、49）

本来大人が行うような家族等の介護や看護、日常生活上の世話その他の援助を行っている18歳未満の者。

ユニバーサルデザイン（24）

障害の有無、年齢、性別などに関係なく、全ての人が利用しやすいようにはじめからバリアがない製品・建物・環境などを作ろうとする考え方のこと。

幼稚園教育要領（30）

平成29年3月に公示された幼稚園教育の目標や内容などを示した要領で平成30年度から全面実施した。

【 ら行 】

リテラシー（17、23）

あふれる情報の中から正しいものを選び、活用する能力のこと。

令和の日本型学校教育（3、17）

2020年代以降の急激に変化する予測困難な時代の中で、全ての児童生徒の可能性を引き出すために行う新しい教育のあり方を指す言葉。「個別最適な学び」と「協働的な学び」を中心としつつ、ICTを効果的に活用することを、その主たる内容としている。

レファレンスサービス（20、34）

利用者からの資料や情報の求めに応じ、資料検索の支援や資料提供を行うサービスのこと。

【 わ行 】

わくわく支援員（24）

小学校において、より行き届いた教育の展開と多様な児童への行動に対応するため、担任とともに教科指導、不登校傾向への児童への支援等を行う職員のこと。